

**あさぎり町第8期障がい福祉計画及び
第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書**

あさぎり町第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託に係る仕様は以下のとおりとする。

1 業務委託の概要

(1) 業務の名称

あさぎり町第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 業務の内容

委託業務は次に掲げる業務とし、業務遂行にあたっては、制度改正等による新たな施策の展開、国・県等の基本指針等を踏まえ、町の指示のもとに本町の実情に応じたものとなるように策定作業に取り組むものとする。

① 基礎調査支援業務（現状把握）

(ア) 計画対象者(町民：1,250件、事業所等：50件)における福祉ニーズの把握を目的に実施するアンケート調査票(原案)の実施(A4判12頁・一色1,300部)

アンケート調査作業に係る作業、費用負担の役割分担は以下のとおりとする。

作業内容	あさぎり町	受託者
調査票原案の検討、調査票の作成、印刷	※1	○
WEBアンケート調査対応、QRコードの作成		○※2
調査対象者抽出	○	
宛名ラベルの作成・貼付	○	
調査票の封入・封緘	○	
発送用封筒並びに返信用封筒の作成	○	
発送(角2)・返送(長3)に係る郵送料	○	
調査票の回収	○	
データ入力		○
集計・分析(単純集計・分析上必要なクロス集計)		○
報告書の作成(データ一式)		○
回収済みの調査票送付(受託者→町)		○

※1 アンケート調査票(原案)は各計画共通(一体で実施)とし、各計画へ反映できるものとするため、作成に当たっては町と協議を行い、印刷は町で行う。

※2 アンケート調査票にQRコードを印字し、WEB(スマートフォン、タブレット端末)からも回答ができるようにする。

(イ) アンケート調査により得られた調査票結果のデータを入力・集計し、障害者等のサービス利用の実態・ニーズ調査の分析を行い、調査結果報告書の作成(アンケート調査回収は60%を想定)

(ウ) 地域特性の把握支援及びそれぞれの地域課題の整理・分析支援

(エ) 上位計画及び関連計画の動向把握

② 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」案の作成

(ア) 本町概要及び上記基礎調査の結果に基づき、前期（第7期あさぎり町障害福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）計画の達成状況の分析・評価を行い、他団体の事例等を参考にした事業施策の提案

(イ) 将来を見据えた圏域ごとの人口推計、障がい者等のサービス利用障害者等のサービス利用者数等各種サービスの推計及び分析

(ウ) 計画素案等の作成支援

③ パブリックコメント等に係る資料作成、意見に対する助言等の支援

④ 策定委員会の運営支援（年4回予定）

策定委員会開催に必要な資料の作成、事前協議、必要に応じての助言等

⑤ 議会説明用資料の作成支援（中間・最終の2回予定）

議会説明に必要な資料の作成、必要に応じての助言等

⑥ 計画策定に係る協議等（随時）

(4) 業務の成果物

① あさぎり町第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画

計画書（A4判【120頁】表紙カラー・中面一色） 50部並びにデータ（一式）

概要版（A4判【8頁】カラー） データ（一式）のみ

② アンケート等集計、分析結果、計画素案、概要書、議会・策定委員会資料、当計画策定に係るデータ一式。（媒体はCD-R若しくはDVD（マイクロソフト社のWord、Excel様式とPDF様式など本町で使用できるもの）

(5) 再委託の禁止

本業務は、原則として受託者自らが実施し、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りではない。

(6) 守秘義務

本業務において、知り得た個人情報を含む全ての情報を町に断りなく使用することを禁じる。

2 その他

(1) 本業務における成果品及び作成資料等の著作権、著作権等の一切の権利は町に帰属するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は明記されていない事項及び業務遂行中に疑義が生じた事項は、町と受託者双方協議の上、決定するものとする。

(3) 受託者が契約事項を遵守しない時は、町は委託契約を解除することができる。また、委託契約の解除により発生した損害については、受託者が賠償しなければならない。

(4) 業務の過程において、町が必要とした場合には、迅速に資料を提出すること。

(5) 国・県等の動向、方針に関する助言、その他必要に応じて、電話、メール等で支援を行い、計画策定に向けた助言や提案を積極的に行う。

(6) 本業務を遂行するための人員配置については、過去5年以内の同種業務を実績として有するものを管理責任者又は主任担当者として配置すること。

(7) 業務遂行に当たり受託者は、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格「プライバシーマーク」に審査登録されており、個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えること。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。